

財務省告示第三百八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第九十八回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け
四	発行金額	額面金額で二百六十億円
五	払込金額	二百六十億二千八十万円
六	額面金額の種類	円、一億円、十億円、百万円、千円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年七月二十二日
八	発行価格	額面金額百円につき百円八銭
九	利行利率	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。
十	経過利率の払込み	額面金額及び登録金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$
十一	初期利子	平成十五年一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年一月二十日及び七月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成十六年七月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日
十三	償還期限						
十四	償還金額						
十五	元利金支払場所						
十六	払込期日						